

●香川県告示第170号

港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第1項の規定により指定した高松港の臨港地区内の分区について指定を解除したので、次のとおり告示し、公衆の縦覧に供する。

平成19年3月30日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 分区名及び分区の指定解除に係る土地の区域

(1) 分区名

商港区

(2) 分区の指定解除に係る土地の区域

縦覧に供する図面表示のとおり

2 縦覧場所

香川県土木部港湾課